

転居費に関する質疑応答集

令和7年12月

千葉県人事課

目次

1. 新制度の適用日関連	1
問1. 令和8年1月1日の採用又は異動が予定されている者が、令和7年に赴任のために転居等をした場合、改正前の条例又は改正後の条例のどちらが適用されるか。	1
2. 見積書・領収書関連	1
(1) 2者以上見積り関連	1
問2. 2者から見積書を徴することができなかつた際の取扱いについて、引越業者から見積書の提出を辞退された場合、見積書の提出を依頼していることから2者見積りのうちの1者に含めて良いか。また、電話での簡易な見積りは2者見積りに含めて良いか。	1
問3. 引越先のマンション等から引越業者を指定されたことにより、2者から見積りを徴することができなかつた場合の取扱いはどうなるか。	1
問4. 2者以上の見積りは現地立ち会いが必要か。	2
問5. 2者以上の見積りは、それぞれ別の会社から取得しなければならないか。例えば、同じ会社の異なる営業所同士の見積りで比較することは認められるか。	2
問6. 2者から見積書を取得した上で最安値の業者に依頼したところ、既に予約の受付を終了した等の理由で断られた場合、見積書を取得している別の業者に依頼して良いか。その場合、安値な業者から断られた事情を明記した申立書を提出する必要があるか。	2
問7. 異動内示等から転居までが短期間で、2者から見積書を徴することが困難であったり、高額な業者に発注せざるを得なかつたりすることが懸念されるが、メタサーチサイトや電話による簡易な条件での見積りや口頭での見積りも可能とならないか。	2
問8. メタサーチサイトは複数存在しているが、任意の一つを用いて良いか。	2
問9. 引越日は、赴任に伴う転居と認められる範囲で、任意の日にちで設定して良いか。この場合、設定日により見積りを取得できる業者数が異なったり、金額が異なったりする場合は考慮する必要がないと考えて良いか。	3
問10. 見積日はいつ以降が有効として認められるか。	3
問11. 転居費の対象外経費を含んだ見積り総額から値引きが行われた場合の取扱いはどうなるか。	3
問12. 2者以上から見積りを取得する際の「最も安値なプラン」の定義は何か。トラック1台+運転手1人と考えて良いか。	3
(2) 見積書の内訳関連	3
問13. 内訳が記載されていない見積書や対象外経費の判別ができない見積書（見積書に「一式」と記載されているなど）の取扱いについて、内訳を記載した見積書の提出を拒否されるなど支給要件や実費が確認できない場合はどうすれば良いか。	3
問14. 2者からメールで次のような詳細内訳を受領した場合には、引越業者が作成する「見積書」の様式以外でも良いか。	4
問15. おまかせプラン等を利用する場合、作業人員・作業時間は通常の運搬作業と重複する部分があると思われるが、追加費用分をどう切り分けたら良いか。	4
問16. おまかせプラン等を含めた見積りについては、どのように比較を行えば良いか。	4
問17. 荷造り費用が一定程度含まれていて基本料金の高いA社と、完全オプションのB社がある場合、見積書の内訳にオプション料の記載があるか否かのみで対象外経費の有無を判断し、実費支給の可否を判断することとなるか。	5
問18. 見積書及び領収書は、業者名や社印が押印されたものの提出が必要となるか。また、職員本人ではなく、家族名義で発行された見積書等でも良いか。	5

問19. 宅配便を利用した場合、送り状が領収書となるが、転居費の支給に当たっては、送り状原本の提出が必要となるか。	5
(3) 領収書関連	5
問20. 入居予定先の所在地が確定しないため、転居先を県庁周辺として2者見積りを依頼し、転居先の確定後に見積りを修正し金額が変動しても、変動後の金額が支給されることになるか。	5
3. 転居費等請求手続き関連	5
問21. 値引きされた額に消費税がかかるが、対象外経費を除外したあと消費税はどう計算することになるか。	5
問22. 新在勤公署へ着任後に引越しをする場合などに、旧居所での引越作業立会いのために、新旧居所間を往復する交通費は転居費として支給されるか。	6
4. 対象経費・対象外経費関連	6
問23. 「最も安価なプラン」以外で転居した場合の取扱いはどうなるか。	6
問24. エアコン等に関する工事費用のうち、取付けに必須の付帯工事費用とはどのようなものを指すか。	6
問25. 洗濯機、大型冷蔵庫の運搬費は実費支給の支給対象になるか。	6
問26. 新たに一人暮らしとなる職員が、家具・家電等を購入して店舗から新居へ直接配送する場合に、領収書に配送料が明記されていれば、当該配送料についても実費支給することが可能か。	6
問27. 「日時指定」などの割増料金の取扱いはどうなるか。	7
問28. エアコン等に関する工事について、引越業者ではなく専門業者が行った場合は転居費の支給対象となるか。支給対象となる場合、2者以上からの見積り取得が必要か。	7
問29. エアコン等に関する工事に関し、台数等の上限はあるか。	7
問30. エアコン等の取外し・取付け工事を引越業者が取り扱っていない場合には、別の業者に委託して当該作業を行ってもらうことになるが、この場合、転居先でのエアコン等取付け工事に期限はない（例えば、翌月に取付けを行っても良い）との理解で良いか。また、エアコン等の取付け工事が引越日よりも大幅に後になってしまった場合でも、エアコン等の取付け工事を分けて支給することはできるか。	7
問31. エアコンのガス補充費用等は支給対象から除かれているが、エアコンに関する工事をオプションとしている引越業者に依頼する場合、ガス補充の金額を特定する必要があるか。また、オプションとしていない引越業者の場合には、業者に対し記載を分けることまで求めるのは難しいのではないか。	7
問32. 保防費（養生作業に要する費用）が基本料金と別に計上されている場合はどうなるか。	8
問33. ①梱包資材貸与料、②特殊作業料吊降し・吊上げ、③補助車両費、④旧居所にある家具の解体・組立に要する費用、⑤新たに購入した組立家具の組立に要する費用の取扱いはどうなるか。	8
問34. 大型冷蔵庫、大型家具等を吊上げで搬入・搬出する場合のオプション料金、例えば4階以上のエレベータなしの場合のオプション料金は支給対象になるか。	8
問35. 自家用車の運搬費用はどのような場合に支給されるか。引越業者を利用した場合は自家用車運搬のオプション料が対象外となることを踏まえると、支給対象外となるか。	8
問36. 転居のための少額の物品（引越パックに含まれない梱包材等）についても、実費支給の対象になるか。また、総額のみで内訳のない領収書やレシートが提出された場合でも実費支給の対象になるか。	9
問37. 引越業者に依頼して引越しを行ったもの以外に、宅配便等の経費が個別に発生した場合の転居費の額は、2者見積りや領収書等の必要書類があれば、これらの合計額を支給可能か。	9
問38. 引越業者へ依頼する部分と自身で転居を行う部分（自家用車の利用等）とが併存している場合の取扱いはどうなるか。	9

問39. 宅配便を何回かに分けて送る場合や、自家用車等を使用して複数に分けて転居する場合、支給が認められる回数や時期はどうか。	9
問40. 実地見積手数料（下見料）は支給対象となるか。また、依頼する業者以外の見積書を取得した業者から下見料を請求された場合は支給対象となるか。その場合の請求方法はどうなるか。	9
問41. 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬する場合で、これらを運搬することにより荷物量が増え基本料金が高くなつたとしても、追加費用の切り分けができない場合には支給対象となるか。	10
問42. 引越し業者を利用して転居する際、運送保険料（任意）をかけたときの取扱いについて知りたい。 10	
5. 引越し業者に依頼せず、職員自身で転居を行う場合に係る事項.....	10
問43. レンタカーによる転居を行う場合に2者以上の見積りは必要か。	10
問44. レンタカーで転居した場合に支給対象となるオプション料金はどのようなものか。また、一般的にレンタカーの領収書には詳細な内訳書は添付されないので判別が困難ではないか。	10
問45. レンタカー業者の予約状況により、やむを得ず規模の大きな車種しか確保できなかつた場合は支給対象となるか。	11
問46. レンタカーで転居した場合、任意で契約した自動車保険は実費支給の対象になるか。	11
問47. レンタカーの利用時に延長料金を要した場合、実費支給の対象になるか。	11
問48. レンタカーが借りた店舗への返却となる場合、ガソリン代、高速道路利用料は往復分の支給が可能か。	11
問49. 高速道路等の有料道路の利用の基準はあるか。	11
問50. 高速道路等の有料道路の利用時に、錯誤により利用区間を誤り、料金が高くなつた場合の取扱いはどうなるか。	11
問51. 自家用車等による転居で新旧居所を複数回往復した場合の取扱いについてはどうなるか。	12
問52. レンタカーで引越しをするため、免許の関係で、実家から家族が手伝い（運転）に来る。実家は長野県長野市、旧居所は神奈川県横浜市、新居所は千葉県柏市である場合、以下の取扱いについて知りたい。	12
問53. 自家用車やレンタカーで転居する際、駐車場がないため、荷物の搬出入のため利用した有料駐車場の利用料金は支給対象か。	12
6. 家族等に関する事項.....	12
問54. 家族が後日移転し、家族移転費を支給する場合もそれぞれ実費支給となり、再度見積書・領収書と同じ手続きを行うべきか。	12
問55. 家族が職員本人とは別の場所に（又は別の場所から）移転した場合の取扱いはどうなるか。	13
問56. 職員は自家用車によって転居し、家族は公共交通機関等を使用して後日移転した場合、それぞれ実経路で支給されるか。	13
問57. 扶養親族ではない配偶者（自ら生計を維持）と帶同して引越しする場合、引越しに要する実費を支給することが可能か。	13
問58. 夫婦ともに千葉県職員である場合、どのように請求するべきか。	13
7. その他.....	13
問59. 転居を行う場合には一定程度の期間が必要となるが、異動の内示や辞令交付に係る通知を受領する前に転居した場合に転居費が支給されないのはなぜか。	13
問60. 近距離の転居に対しても転居費は支給されるか。例えば同一市町村内で転居した場合はどうか。	14
問61. 荷物の送付先が2か所（実家等と異動先）となる場合は実費支給ができるか。	14
問62. 年度内に2回の転居など短期間に複数回の転居を行つた場合、転居費は支給されるか。	14

1. 新制度の適用日関連

問1. 令和8年1月1日の採用又は異動が予定されている者が、令和7年に赴任のために転居等をした場合、改正前の条例又は改正後の条例のどちらが適用されるか。

答1. 旅行命令等は人事発令以降に発出されるものであり、令和8年1月1日に採用される者又は転任する者の赴任に係る旅行命令日は令和8年1月1日以降となることから、改正後の条例の規定が適用されることとなります。

2. 見積書・領収書関連

(1) 2者以上見積り関連

問2. 2者から見積書を徴することができなかった際の取扱いについて、引越業者から見積書の提出を辞退された場合、見積書の提出を依頼していることから2者見積りのうちの1者に含めて良いか。また、電話での簡易な見積りは2者見積りに含めて良いか。

答2. 2者以上の見積書を取得するためには、2者に留まらず可能な限り幅広く見積りを依頼することが重要となります。見積書の取得は、引越業者による実地見積りに限らず、引越業者のホームページやメタサーチサイトなどをを利用して行うことも可能です。

なお、標準引越運送約款（平成2年11月22日運輸省告示第577号）等における「運賃等の合計額、内訳及び支払方法」を含めた見積書の発行を求めることが原則ですので、引越業者から見積書の提出を辞退された場合や簡易な見積りなどは2者見積りのうちの1者に含めることはできません。

ただし、引越繁忙期に転居を行う場合や引越業者が少ない地域における転居を行う場合など、複数の引越業者から見積りを徴することができない場合について、メタサーチサイトによる検索等を行い、対応可能な引越業者が1者であることが確認できる資料の提出を行うときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とすることができます。この場合、メタサーチサイトによる検索画面等（検索条件及び検索結果）の写し（スクリーンショット）等及び1者からしか見積りが取得できなかった経緯及び経費削減の努力をした経緯を記載した申立書を請求書の添付資料として提出してください。

問3. 引越先のマンション等から引越業者を指定されたことにより、2者から見積りを徴することができなかった場合の取扱いはどうなるか。

答3. 民間マンションにおいて引越業者を指定されている場合であっても、当該民間マンションは職員が自由意志で選択したものであり、他の職員と同様の経費節減努力を行った上で公平に転居費の支給を行う必要があることから、2者以上から「最も安価なプラン」による見積書を取得し、「最も安価な金額を提示した業者」

の額を上限に支給することになります。2者以上の見積書を取得できなかった場合の取扱いについては、答2をご参照ください。

問4. 2者以上の見積りは現地立ち会いが必要か。

答4. 現地立ち会いは不要です。

問5. 2者以上の見積りは、それぞれ別の会社から取得しなければならないか。例えば、同じ会社の異なる営業所同士の見積りで比較することは認められるか。

答5. 同じ会社の異なる営業所同士の見積りについては、ほぼ同一の見積り内容になると考えられ、経費節減につながらないと考えられるため認められません。

問6. 2者から見積書を取得した上で最安値の業者に依頼したところ、既に予約の受付を終了した等の理由で断られた場合、見積書を取得している別の業者に依頼して良いか。その場合、安価な業者から断られた事情を明記した申立書を提出する必要があるか。

答6. 対応可能な業者について2者以上の見積書を取得してください。なお、「最も安価な金額を提示した業者」以外に依頼することも可能ですが、差額については支給の対象となりません。また、原則として2者以上から見積書を取得する必要があるため、最安値の業者から取得した見積書は提出していただく必要がありますが、当該業者を選択しなかったことについて申立書は必要ありません。

問7. 異動内示等から転居までが短期間で、2者から見積書を徴することが困難であったり、高額な業者に発注せざるを得なかつたりすることが懸念されるが、メタサーチサイトや電話による簡易な条件での見積りや口頭での見積りも可能とならないか。

答7. 標準引越運送約款等における「運賃等の合計額、内訳及び支払方法」を含めた見積書の発行を求めることが原則ですので、電話による簡易な見積りなどは2者見積りに含まれません。

2者以上の見積書を取得するためには、2者に留まらず可能な限り幅広く見積りを依頼することが重要となります。見積書の取得は、引越業者による実地見積りに限らず、引越業者のホームページなどをを利用して行うことも可能です。

なお、2者以上の見積書を取得できなかった場合の取扱いについては、答2をご参照ください。

問8. メタサーチサイトは複数存在しているが、任意の一つを用いて良いか。

答8. メタサーチサイトの利用は任意であるため、サイトの選択も任意として差し支えありません。

問9. 引越し日は、赴任に伴う転居と認められる範囲で、任意の日にちで設定して良いか。

この場合、設定日により見積りを取得できる業者数が異なったり、金額が異なったりする場合は考慮する必要がないと考えて良いか。

答9. 異動発令日と前後したとしても、内示日以後の転居等、赴任に伴うものと認められるものであれば、引越し日は任意で設定して差し支えありませんが、引越し時の指定範囲を広げる等の工夫、割増料金の発生しない引越し業者等を利用するなど、社会通念上相当と考えられる経費の節減努力を行ってください。

問10. 見積日はいつ以降が有効として認められるか。

答10. 見積日について、特段の定めはありません。社会通念上妥当と考えられる範囲で対応してください。

問11. 転居費の対象外経費を含んだ見積り総額から値引きが行われた場合の取扱いはどうなるか。

答11. 総額等から内訳なく割引額が記載されている場合は、支給対象経費と対象外経費で割引額を按分し、支給額を計算します。

問12. 2者以上から見積りを取得する際の「最も安価なプラン」の定義は何か。トラック1台+運転手1人と考えて良いか。

答12. 赴任する職員個別の事情により引越しの規模等が異なるため、一律の定義をお示しすることはできませんが、当該職員の引越しの規模等に応じて、引越し業者が提示したプラン（転居費支給の対象外経費を除く。）のうち、「最も安価なプラン」による見積書を2者以上から取得し、「最も安価な金額を提示した業者」の額が上限となります。

（2）見積書の内訳関連

問13. 内訳が記載されていない見積書や対象外経費の判別ができるない見積書（見積書に「一式」と記載されているなど）の取扱いについて、内訳を記載した見積書の提出を拒否されるなど支給要件や実費が確認できない場合はどうすれば良いか。

答13. 標準引越し運送約款等において、「見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。」とされており、「次の事項」として「運賃等の合計額、内訳及び支払方法」が規定されています。そのため、内訳を含めた見積書の発行を求めることが原則となります。各業者においても、見積書を発行することは各社の営業活動の一環として約款に基づいて行われており、内訳の記載のある見積書が一般的に発行されているものと承知しています。

問14. 2者からメールで次のような詳細内訳を受領した場合には、引越業者が作成する「見積書」の様式以外でも良いか。

例：=お見積=

引越日：3月27日（金）

終日フリー：¥166,540

オプション（以下の料金を含んでいます）

洗濯機接続 1台 ¥ 6,600

TV・DVD配線 1台 ¥ 5,940

・ご家財内容

チェスト:1 テーブル:1 本棚:1 テレビ台:1 薄型テレビ 32~52インチ:

1 パソコン:1 フトン袋:1 衣装ケース:1 ベットS:1 冷蔵庫300L:1

レンジ:1 洗濯機:1 段ボール:10 空気清浄機:1

答14. 全日本トラック協会HPで公表されている標準見積書様式と同程度の見積り内容であれば必ずしも様式は問いません。

総額のみの表記しかないもの（オプションサービス等の価格がない）、確定的な金額が提示されていないもの（幅のある概算額の提示）、指定日時の記載がないもの、運搬する荷物が網羅的に記載されていないもの、2者以上から「最も安価なプラン」による見積書を取得し、「最も安価な金額を提示した業者」の額であることが明らかでないものについては適切な比較ができないため、追加で確認を行ってください。

問15. おまかせプラン等を利用する場合、作業人員・作業時間は通常の運搬作業と重複する部分があると思われるが、追加費用分をどう切り分けたら良いか。

答15. 最も安価なプランで見積りを取得した場合、おまかせプラン等の荷造り・荷解きに係る費用は付帯サービス（オプション）として別途計上されることが通常と考えられます。具体的に明示されていない場合でも、合理的な方法で対象外経費を除外する必要があります。支給額の上限は、2者以上から「最も安価なプラン」で見積書を取得し、「最も安価な金額を提示した業者」の費用となりますので、おまかせプラン等を利用して引越しを行う場合であっても、旅行者において支給額の算定に必要な情報を引越業者へあらかじめ確認しておいてください。

問16. おまかせプラン等を含めた見積りについては、どのように比較を行えば良いか。

例：A社：通常の転居のみ100,000円、B社：おまかせプラン110,000円（内梱包荷解き作業20,000円、請求金額90,000円）、C社：通常の転居のみ130,000円
この場合、B社を利用できるか。

答16. おまかせプラン等を利用する場合でも、見積書の内訳で対象経費の金額が明確に

区分されていることを確認できれば、全ての見積りをおまかせパックを利用する条件として合わせる必要はなく、対象経費の金額を比較していただくこととなります。なお、設問の事例については、B社を利用ることができ、90,000円が支給対象経費となります。

問17. 荷造り費用が一定程度含まれていて基本料金の高いA社と、完全オプションのB社がある場合、見積書の内訳にオプション料の記載があるか否かのみで対象外経費の有無を判断し、実費支給の可否を判断することとなるか。

答17. 荷造り・荷解き料金が基本料金に含まれている場合であっても、2者以上から「最も安価なプラン」による見積書を取得し、「最も安価な金額を提示した業者」の額であることの比較ができない場合には、旅行者において支給額の算定に必要な情報を引越し業者へあらかじめ確認しておいてください。

問18. 見積書及び領収書は、業者名や社印が押印されたものの提出が必要となるか。また、職員本人ではなく、家族名義で発行された見積書等でも良いか。

答18. 業者等のホームページから見積書を取得するケースも増加していることから、社印等の押印まで求める必要はありません。

後段について、配偶者の職場等からの二重払い等を防ぐためにも、職員本人名義で取得した見積書等を提出してください。

問19. 宅配便を利用した場合、送り状が領収書となるが、転居費の支給に当たっては、送り状原本の提出が必要となるか。

答19. 原本の写しで対応可能です。なお、宅配業者によっては、旅行者が希望した場合、領収書の発行が可能であるため、領収書の発行が可能か確認をお願いします。

(3) 領収書関連

問20. 入居予定先の所在地が確定しないため、転居先を県庁周辺として2者見積りを依頼し、転居先の確定後に見積りを修正し金額が変動しても、変動後の金額が支給されることになるか。

答20. 転居先の変更が生じることがあらかじめわかっているにも関わらず、便宜的に県庁周辺を転居先として見積書を徴収することは、正しい条件に基づく価格競争が行われているとは言い難いため、その金額の変動は社会通念上相当なものであるとは認められません。転居先の確定後に見積書を徴収してください。

3. 転居費等請求手続き関連

問21. 値引きされた額に消費税がかかるが、対象外経費を除外したあと消費税はどう

計算することになるか。

答21. 領収書の消費税額をそのまま支給するのではなく、対象経費と対象外経費の割合で按分を行い、支給額を算定します。

問22. 新在勤公署へ着任後に引越しをする場合などに、旧居所での引越作業立会いのために、新旧居所間を往復する交通費は転居費として支給されるか。

答22. 転居費は旧居所から新居所への転居に対して支給される旅費ですので、新旧居所間の往復交通費は転居費の対象とはなりません。ただし、赴任時の旧住所から新住所までの片道の交通費については、通常の旅費として支給します。

4. 対象経費・対象外経費関連

問23. 「最も安価なプラン」以外で転居した場合の取扱いはどうなるか。

答23. 旅費の支給額は、2者以上から「最も安価なプラン」による見積書を取得し、「最も安価な金額を提示した業者」の額が上限となります。「最も安価な金額を提示した業者」以外に依頼する場合又は「最も安価なプラン」以外で引越しを依頼することも可能ですが、差額については支給の対象となりません。

問24. エアコン等に関する工事費用のうち、取付けに必須の付帯工事費用とはどのようなものを指すか。

答24. 取付けに必須の付帯工事費用とは、エアコン等を稼働させるために必要な最低限の工事に係る費用を指します。例えばエアコンの場合、電圧・コンセント交換工事や、配管パイプの交換・延長、壁取付け工事については、それが当該エアコンの取付けに必須であった場合は、支給対象となります。なお、配管カバー・エーカットバルブの取付け費用やエアコンガス補充費用などは、性能等向上を目的としたものであるため、取付けに必須のものではありません。

問25. 洗濯機、大型冷蔵庫の運搬費は実費支給の支給対象になるか。

答25. 洗濯機や大型冷蔵庫が赴任に伴い転居を要する家財道具に該当し、個人的趣味等にかかるものでない場合であれば、それらの運搬費用も実費支給の対象となります。

問26. 新たに一人暮らしとなる職員が、家具・家電等を購入して店舗から新居へ直接配送する場合に、領収書に配送料が明記されていれば、当該配送料についても実費支給することが可能か。

答26. 転居費は旧居所から新居所への「転居」に対して支給される旅費ですので、生活物品の購入に伴う配送料は支給の対象外となります。

問27. 「日時指定」などの割増料金の取扱いはどうなるか。

答27. 原則として、オプション費用は対象外となりますので、引越し日時の指定範囲を広げる等の工夫、割増料金の発生しない引越業者等を利用するなど、社会通念上相当と考えられる経費の節減努力を行ってください。

問28. エアコン等に関する工事について、引越業者ではなく専門業者が行った場合は転居費の支給対象となるか。支給対象となる場合、2者以上からの見積り取得が必要か。

答28. 専門業者が工事を行った場合であっても、転居費の支給対象となります。なお、エアコン等に関する工事については、2者以上からの見積書の取得までは求めませんが、不当に高額の契約をすることのないようにしてください。

問29. エアコン等に関する工事に関し、台数等の上限はあるか。

答29. 当該器具が赴任に伴い運送を要する家財道具に該当するのであれば、台数の上限はありません。

問30. エアコン等の取外し・取付け工事を引越業者が取り扱っていない場合には、別の業者に委託して当該作業を行ってもらうことになるが、この場合、転居先でのエアコン等取付け工事に期限はない（例えば、翌月に取付けを行っても良い）との理解で良いか。また、エアコン等の取付け工事が引越日よりも大幅に後になってしまった場合でも、エアコン等の取付け工事を分けて支給することはできるか。

答30. エアコン等の取外し・取付け工事費用については、

- ・旧居所において利用していたエアコン等を取外して新居所に取付ける場合
 - ・旧居所において保管していたエアコン等を運搬して新居所に取付ける場合
 - ・旧居所において利用していたエアコン等を取外して新居所に保管する場合
- に限って支給されます。よって、エアコン等を別途購入して取付け等を行う場合の費用については、支給の対象外となります。また、旧居所において利用していたエアコン等を単に処分するために取外し等を行う場合の費用についても、支給の対象外となります。このため、エアコン等の取付け工事が引越日よりも大幅に遅れることは通常は想定されませんが、当該工事が遅れた理由が社会通念上やむを得ないと認められる場合には、遅れた期間や理由等を勘案した上で、支給の可否を判断します。また、複数回にわたって引越しを行う場合は、当該転居の方法によることが社会通念上やむを得ないものか、判断することになります。

問31. エアコンのガス補充費用等は支給対象から除かれているが、エアコンに関する工事をオプションとしている引越業者に依頼する場合、ガス補充の金額を特定

する必要があるか。また、オプションとしていない引越業者の場合には、業者に對し記載を分けることまで求めるのは難しいのではないか。

答31. 対象外経費（エアコンガス補充費用等）を転居費支給の対象経費（エアコンの取外し・取り付け工事費用及び取付けに必須の付帯工事）のオプションとして取り扱う業者から見積りを徴する場合には、対象外経費の金額を特定させる必要があります。そのため、業者に対してそれぞれの内訳金額の確認をお願いします。

また、標準引越見積書の「エアコン（取り外し・取付）」の項目に「エアコンのガス補充費用等」が計上されることは通常想定されませんが、区分がされていない場合には、支払金額の適切な把握の観点から、業者に対してそれぞれの経費を区分して記載してもらうよう依頼するなどの対応が必要となります。

問32. 保防費（養生作業に要する費用）が基本料金と別に計上されている場合はどうなるか。

答32. 対象経費となります。ただし、対象外経費に掲げる物品に対するものは対象外となります。

問33. ①梱包資材貸与料、②特殊作業料吊降し・吊上げ、③補助車両費、④旧居所にある家具の解体・組立に要する費用、⑤新たに購入した組立家具の組立に要する費用の取扱いはどうなるか。

答33. ①～④については、対象外経費として指定する物品の運搬等に要する経費を除き、社会通念上通常必要と考えられるものについて支給の対象となります。⑤については、旧居所から運送をしていない家具に要する経費となるため支給の対象となりません。

問34. 大型冷蔵庫、大型家具等を吊上げで搬入・搬出する場合のオプション料金、例えば4階以上のエレベータなしの場合のオプション料金は支給対象になるか。

答34. 大型冷蔵庫や大型家具等が赴任に伴い運送を要する家財道具に該当するのであれば、それらを搬出入する場合のオプション料金も支給の対象となります。

問35. 自家用車の運搬費用はどのような場合に支給されるか。引越業者を利用した場合は自家用車運搬のオプション料が対象外となることを踏まえると、支給対象外となるか。

答35. 自家用車で引越しする場合であって、車に積み込んだ荷物を運搬する手段として、自ら運転する場合の交通費（ガソリン代等、高速道路料金）については転居費として支給されますが、引越業者を利用するなど自家用車をその他の荷物と異なる方法にて運搬する際の追加費用は、民間企業においても支給を制限されている経費であるため原則として対象外経費となります。

ただし、異動に際し自家用自動車、自動二輪車等を運送しなければ公務の運営上支障を来すと認められる場合には、支給の対象となります。

問36. 転居のための少額の物品（引越パックに含まれない梱包材等）についても、実費支給の対象になるか。また、総額のみで内訳のない領収書やレシートが提出された場合でも実費支給の対象になるか。

答 36. 引越し業者を利用しないで転居する場合には、対象外経費として指定する物品の運搬等に要する経費を除き、社会通念上通常必要と考えられる物品の購入に要した費用であれば実費支給の対象となります。

ただし、支給に当たっては、「その支払を証明するに足る資料」の提出が要件とされていることから、領収書やレシートについては、転居のために購入した物品の支出額を証明できる内容が記載されている必要がありますのでご注意願います。

問37. 引越し業者に依頼して引越しを行ったもの以外に、宅配便等の経費が個別に発生した場合の転居費の額は、2者見積りや領収書等の必要書類があれば、これらの合計額を支給可能か。

答 37. 引越し業者の利用と宅配便等の併用は想定していないため、設問の事例では引越し業者への依頼に係る費用のみが転居費の支給対象となります。

問38. 引越し業者へ依頼する部分と自身で転居を行う部分（自家用車の利用等）とが併存している場合の取扱いはどうなるか。

答 38. 引越し業者の利用と自身での転居の併用は想定していないため、設問の事例では引越し業者への依頼に係る費用のみが転居費の支給対象になりますが、自家用車による職員本人の旧住居から新住居までの移動が最も経済的な通常の経路及び方法と認められた場合には、当該移動に要した費用は、通常の旅費として支給されます。

問39. 宅配便を何回かに分けて送る場合や、自家用車等を使用して複数に分けて転居する場合、支給が認められる回数や時期はどうか。

答 39. 何回までという制限は設けていませんが、複数回の送付や転居が社会通念上相当の期間内に行われており、かつ、合理的かつ経済的な方法で行ったものかどうかを判断し、必要な費用について支給の対象となります。また、その場合、引越し業者へ依頼するよりも安価である必要があります。

問40. 実地見積手数料（下見料）は支給対象となるか。また、依頼する業者以外の見積書を取得した業者から下見料を請求された場合は支給対象となるか。その場合の請求方法はどうなるか。

答 40. 標準引越運送約款第3条第4項において、「見積料は請求しません。ただし、発送地又は到着地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することができます。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることにします。」と記載されていることからも、合意がない限りは下見の費用について支払う必要はないと考えられます。

なお、下見を行わなければ転居ができない等の特段の事情がある場合については、支給の可否を個別に判断することとなります。

問41. 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬する場合で、これらを運搬することにより荷物量が増え基本料金が高くなつたとしても、追加費用の切り分けができない場合には支給対象となるか。

答 41. 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬する場合の追加費用は支給の対象外となります。なお、基本料金の中で運搬されるものは、一般に支給対象となりますですが、社会通念を著しく逸脱するような特別の事情がある場合には、支給対象を制限する等の対応を行う可能性があります。

問42. 引越し業者を利用して転居する際、運送保険料（任意）をかけたときの取扱いについて知りたい。

答 42. 社会通念上妥当と認められる程度の、「最も安価なプラン」による見積書を取得し、「最も安価な金額を提示した業者」の額であっても付随するような保険料であれば転居費の支給対象となります。多くの民間企業において支給を制限している費用に対する保険料など通常の範囲を超える保険料については対象となりません。

5. 引越し業者に依頼せず、職員自身で転居を行う場合に係る事項

問 43. レンタカーによる転居を行う場合に2者以上の見積りは必要か。

答 43. レンタカー業者2者以上の見積りは必要ありませんが、車種やレンタル期間等については引越しの規模に応じたものにしてください。また、引越し業者へ依頼するよりも安価である必要がありますので、そのことが確認できる資料（メタサーチサイトの検索条件（転居日、住所、荷物内訳）及び検索結果等又は引越し業者が発行する2者以上の見積書）を取得してください。

問 44. レンタカーで転居した場合に支給対象となるオプション料金はどのようなものか。

また、一般的にレンタカーの領収書には詳細な内訳書は添付されないので判別が困難ではないか。

答44. レンタカーで転居した場合のオプション料金については、チャイルドシートのように着用義務があるなど社会通念上利用することが相当であるものは実費支給

の対象としています。

なお、支給に当たっては、「その支払を証明するに足る資料」の提出が要件とされていることから、旅行者は、転居のために要した費用に係る支出額を証明できる内容の領収書等を提出する必要があります。

問45. レンタカー業者の予約状況により、やむを得ず規模の大きな車種しか確保できなかつた場合は支給対象となるか。

答45. レンタカーを利用する場合の車種やレンタル期間等については、原則として、引越しの規模に応じたものにする必要がありますが、引越しの規模に応じた車種が予約済みのため確保できないことがレンタカー業者のホームページ等で明らかである場合には、規模の大きな車種を利用することもやむを得ないと考えられるため、その内容を証明する資料（ホームページ画面のスクリーンショット等）を用意した上で、当該車種を利用して差し支えありません。

問46. レンタカーで転居した場合、任意で契約した自動車保険は実費支給の対象になるか。

答46. レンタカーを利用する場合の基本的な保険料は対象となります、保険のグレードアップのための追加費用は支給の対象外となります。

問47. レンタカーの利用時に延長料金を要した場合、実費支給の対象になるか。

答47. 延長料金をする理由が転居によるものであり、社会通念上やむを得ない場合に限り、実費支給の対象となります。

問48. レンタカーが借りた店舗への返却となる場合、ガソリン代、高速道路利用料は往復分の支給が可能か。

答48. 転居に要した費用は実費支給の対象となりますので、旅行者自身が転居を行った際に利用したレンタカーに係るガソリン代や高速道路利用料については支給することができます。

ただし、支給に当たっては、「その支払を証明するに足る資料」の提出が要件とされていることから、旅行者は、転居のために利用したガソリン代や高速道路利用料の支出額を証明できる領収書等を提出することが必要となります。

問49. 高速道路等の有料道路の利用の基準はあるか。

答49. 高速道路等の有料道路の利用が社会通念に照らして妥当であり、最も経済的な通常の経路の選択であるということであれば支給します。

問50. 高速道路等の有料道路の利用時に、錯誤により利用区間を誤り、料金が高くなつた

場合の取扱いはどうなるか。

答50. 利用区間を誤ったことにより、高速道路利用料が本来要する費用を超えることとなる場合は、本来の利用区間に要する高速道路利用料を支給します。

問51. 自家用車等による転居で新旧居所を複数回往復した場合の取扱いについてはどうなるか。

答51. 何往復までという制限は設けていませんが、複数回の転居が社会通念上相当の期間内に行われており、かつ、合理的かつ経済的な方法で行ったものかどうかを判断し、必要な費用について支給の対象となります。また、その場合、引越業者へ依頼するよりも安価である必要があります。

問52. レンタカーで引越しをするため、免許の関係で、実家から家族が手伝い（運転）に来る。実家は長野県長野市、旧居所は神奈川県横浜市、新居所は千葉県柏市である場合、以下の取扱いについて知りたい。

- ①「長野市～横浜市」の交通費（ガソリン代・高速道路料金・レンタカー代）は支給対象外か。
- ②横浜市でレンタカーを借り、柏市を経由して家財を下ろし、長野市まで引越しに伴って実家に送る荷物をそのままレンタカーで運ぶ場合、転居路程となる「横浜市～柏市」の交通費（ガソリン代・高速道路料金・レンタカー代）のみ支給対象か。

答52. 転居費は旧居所から新居所への「転居」に対して支給される旅費であり、具体的には以下の取扱いとなります。

- ①家族が新居所から旧居所まで移動する経路については、職員本人の移動もなく、職員本人の荷物の移動もないことから転居費の対象外となります。
- ②旧居所から新居所までの路程について実費（ガソリン代・高速道路料金・レンタカー代）が支給されます。

問53. 自家用車やレンタカーで転居する際、駐車場がないため、荷物の搬出入のため利用した有料駐車場の利用料金は支給対象か。

答53. 有料駐車場の利用が社会通念に照らして妥当であり、最低限の実費であるということであれば有料駐車場料金を支給して差し支えありません。

ただし、支給に当たっては、「その支払を証明するに足る資料」の提出が要件とされていることから、旅行者は、転居のために利用した有料駐車場の支出額を証明できる領収書等を提出することが必要となります。

6. 家族等に関する事項

問54. 家族が後日移転し、家族移転費を支給する場合もそれぞれ実費支給となり、再度

見積書・領収書と同じ手続きを行うべきか。

答54. お見込みのとおりです。なお、家族移転費の支給対象となるのは、やむを得ない理由がある場合を除き、家族が旧居住地において職員と同居しており、かつ、新居住地も職員と同一である場合に限られます。

問55. 家族が職員本人とは別の場所に（又は別の場所から）移転した場合の取扱いはどうなるか。

答55. やむを得ない理由がある場合を除き、答54のとおり支給対象外となります。

問56. 職員は自家用車によって転居し、家族は公共交通機関等を使用して後日移転した場合、それぞれ実経路で支給されるか。

答56. 職員自身が自家用車等により転居する場合には、実経路ではなく、最も経済的な通常の経路で移動した場合に要した経費として、高速道路利用料やガソリン代等が転居費として支給されることとなります。

また、家族が公共交通機関等を利用して転居した場合には、職員本人がその移転をするものとして算定した交通費を上限とした金額が支給されることとなります。その場合、家族に小児運賃等が適用される者が含まれる場合は、原則として小児運賃等の額で費用を算定します。

問57. 扶養親族ではない配偶者（自ら生計を維持）と帯同して引越しする場合、引越しに要する実費を支給することが可能か。

答57. 職員本人と同居している家族であれば実費を支給可能です。ただし、当該配偶者が当人の職場等から別途旅費の支給を受けていることが確認された場合、その金額を控除して支給します。配偶者の職場等と県の双方から支給されることのないよう、該当する場合は必ず申し出をお願いします。

問58. 夫婦ともに千葉県職員である場合、どのように請求するべきか。

答58. 原則として、どちらか一方から請求することになります。特段の理由がある場合には、夫婦それぞれから請求する方法でも差し支えありませんが、同一の内容を二重に請求することができないようにしてください。

7. その他

問59. 転居を行う場合には一定程度の期間が必要となるが、異動の内示や辞令交付に係る通知を受領する前に転居した場合に転居費が支給されないのはなぜか。

答59. 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用として支給するものであり、住居の建築や結婚、就職の有無に関わらず地元に帰郷しようとしていた場合など、自己の都合に

よる転居に対して支給するものではありません。したがって、支給に当たっては、当該転居が赴任に伴うものか、自己の都合によるものかを判断する必要がありますが、異動の内示や辞令交付に係る通知の前の転居については、自己の都合による転居である可能性が極めて高いため、一律で支給の対象外としているところです。

問60. 近距離の転居に対しても転居費は支給されるか。例えば同一市町村内で転居した場合はどうか。

答60. 同一市町村内での転居であることをもって転居費の支給を制限するものではありませんが、答59に記載のとおり、転居費は、赴任に伴う転居に要する費用として支給するものであることから、当該転居による通勤改善効果を踏まえて支給の可否を判断する必要があります。近距離の転居については、通勤改善効果が薄く、自己の都合による転居である可能性が高いことから、当該転居が赴任に伴うものであるかを慎重に審査した上で、支給の可否を判断することとなります。

問61. 荷物の送付先が2か所（実家等と異動先）となる場合は実費支給ができるか。

答61. 原則として、旧居所から新居所への引越し代のみが公務の要請に基づく引越しであり、転居費支給の対象となります。そのため、旧居所から新居所以外へ荷物を送る場合の経費は対象外となります。

問62. 年度内に2回の転居など短期間に複数回の転居を行った場合、転居費は支給されるか。

答62. 職務命令による転居であれば、転居費の支給回数に限度は設けていないため支給対象となります。なお、1度の職務命令に対して2回の転居を行った場合には、赴任に伴う転居と認められるものに対して転居費を支給することとなります。